

# 積水化学グループ福利厚生 グループ保険のおすすめ

【団体定期保険（災害保障特約・こども特約付）】  
パンフレット（契約概要、注意喚起情報）

～ 死亡・所定の高度障害状態等に備える生命保険です ～



【意向確認のお願い】 ご加入（増額）の際は、以下についてお申込みの前に必ずご確認ください。

- 保障内容をご意向に沿った内容となっていますか？
- ご自身が選択された保障金額・保険料、およびその他の商品内容をご意向に沿った内容となっていますか？

|                  |                                                                                                               |               |           |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-----------|
| 申込締切日            | 2024年6月28日（金）                                                                                                 | 保障（責任）<br>開始日 | 2024年9月1日 |
| お問い合わせ・<br>書類提出先 | セキスイ保険サービス株式会社                                                                                                |               |           |
| 申込方法             | Webにてお手続きをしてください。<br>※Webでお手続きができない方は加入申込書に必要事項を記入のうえ、<br>上記のお問い合わせ・書類提出先へご提出ください。<br>加入内容に変更のない方は、お手続きは不要です。 |               |           |

このパンフレットに記載の支払事由や給付に関する制限事項などは、概要や代表事例を示しています。  
保険契約の詳細な内容を示す「約款」は保険契約者である積水化学工業株式会社に配付されています。

グループ保険を活用することによって、  
病気やケガによる万ーの場合の保障が準備できます！



## お手頃な保険料

大規模団体のメリットを生かしたお手頃な保険料で、  
保障が準備できます。

## 毎年見直しができる

ライフステージの変化に合わせて、毎年保障金額を  
見直す機会があります。(※1)

## 退職後の継続も可能

在職中だけでなく、退職後も継続することが可能です。  
詳細は P7 をご覧ください。

## ご家族の保障も準備

配偶者さまやお子さまも一緒にお申込みいただけます。  
(※1)(※2)

## 配当金も魅力

剰余金が生じた場合は、配当金が支払われ実質の負担額が軽減  
されます。詳細は P8 をご覧ください。

なお、将来お支払いする配当金は変動し、0<ゼロ>となる可能性もあります。

### ＜＜配当還元率実績＞＞

| 2022 年  | 2021 年  | 2020 年  |
|---------|---------|---------|
| 約 70.3% | 約 61.6% | 約 63.3% |

(注1) 記載の配当還元率は過去の実績であり、将来の配当水準を示すものではありません。

配当還元率＝配当金支払額÷年間払込保険料×100

(注2) 中途加入の場合は、加入日によって配当金の額は変動します。

## 申込み手続きが簡単

簡単な告知のみで、医師の診査は必要ありません。(※1)

(※1) 健康状態によっては、加入（増額）できない場合があります。

(※2) 本人の加入が必要等の条件があります。

### 目次

#### ●契約概要 (P4～P10)

契約の内容のうち、特に重要なことを記載しています。

- ・保障金額
- ・加入資格
- ・保険料
- ・保険のしくみ
- ・保険期間
- ・支払事由 など

#### ●注意喚起情報 (P11～P13)

お申込みに際して特に注意いただきたいことを記載しています。

- ・告知に関する重要事項
- ・保険金・給付金をお支払いできない場合 など

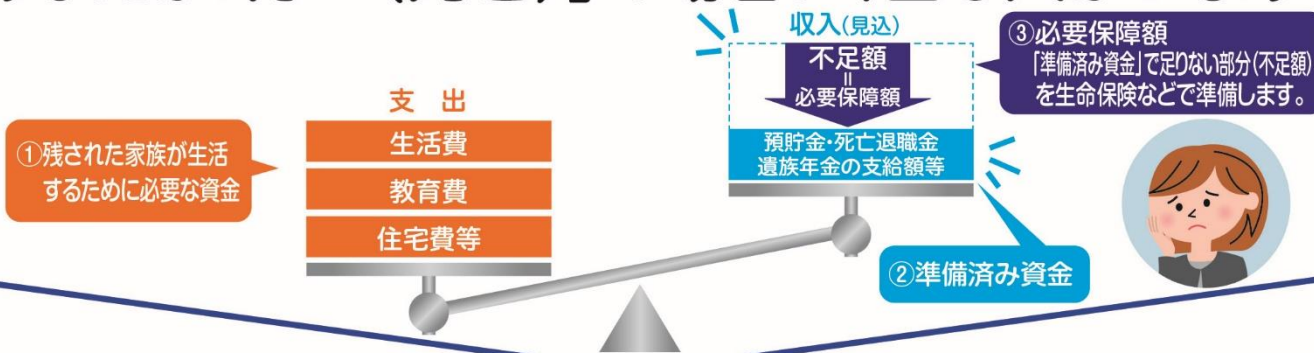
# 「万一（死亡）」の場合の必要保障額については、このように考えてみてはいかがでしょうか。

①残された家族が生活するために必要な資金

②準備済み資金

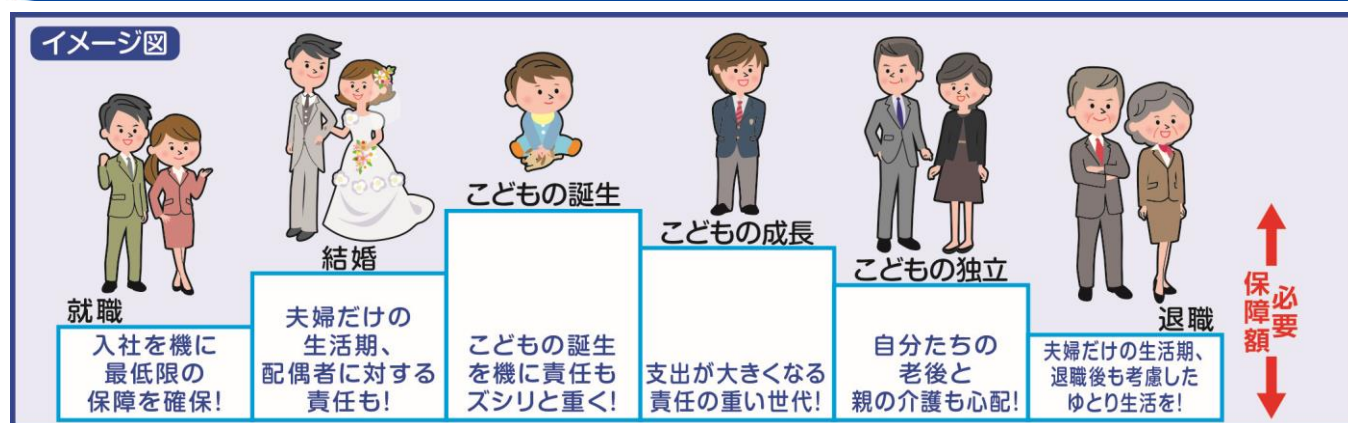
③必要保障額

## あなたが「万一（死亡）」の場合に、困る人がいます



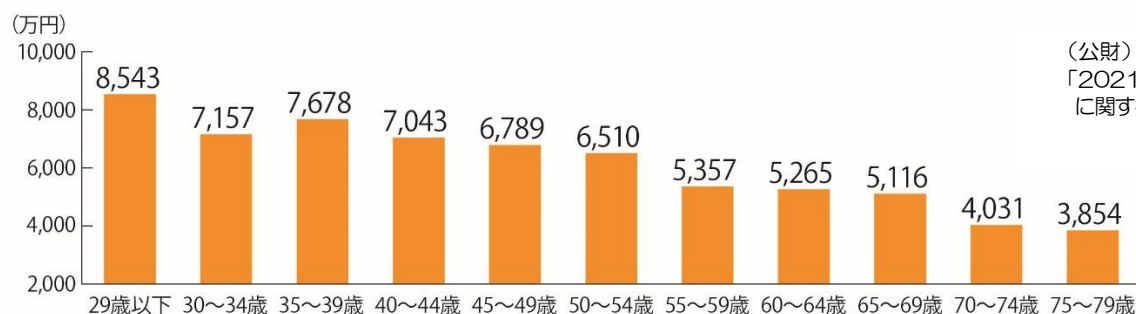
※この他、想定していなかった出費に備え、**予備費**を準備すること考えられます。

## ライフステージによって変化する必要保障額



## 万一（死亡）の場合の家族の必要生活資金総額

世帯主に万一のことがあった場合に、残された家族の必要生活資金を尋ねたアンケート結果（世帯主年齢別）



（公財）生命保険文化センター／  
「2021（令和3）年度 生命保険に関する全国実態調査」

年齢や家族構成等に応じて、また、身のまわりの様々なりスクを想定して、保障を準備しましょう。

### お子さまの教育費

お子さまの成長とともに、教育費もふくらみます。

たとえば  
公立小・中学校→私立高校→私立大学（文法政経  
商系・屋間部・自宅通学）の場合

約 **1,026** 万円

万一のために  
しっかり  
備えないとね。

文部科学省／「平成30年度 子供の学習費調査」  
「令和3年度 私立大学入学者に係る初年度学生納付金  
平均額」  
（独）日本学生支援機構／「令和2年度 学生生活調査」

### 葬儀にかかる費用

お葬式代などの負担は？

葬儀費用合計  
平均

約 **133.1** 万円

葬儀費用の準備も必要ね。

※葬儀費用、飲食費用、返礼品、お布施（寺院  
などの御礼）の平均の合計額です。  
（株）鎌倉新書／「第5回お葬式に関する全国調査（2022年）」

# 契 約 概 要

契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。  
加入（増額）の前に内容を確認・了承のうえ、お申込みください。

## 保障金額・保険料表

【ご注意】記載の本人・配偶者の保険料は概算保険料です。

（★）災害死亡保険金額とは死亡保険金額に災害保険金額を加えたものです。

|     | 保障金額                      |        |                     |                          |                                 | 保険料（月額）          |         |          |
|-----|---------------------------|--------|---------------------|--------------------------|---------------------------------|------------------|---------|----------|
|     | 死亡保険金額<br>または<br>高度障害保険金額 | 災害保険金額 | 災害死亡<br>保険金額<br>（★） | 障害給付金額<br>（障害等級<br>に応じて） | 入院給付金日額<br>（不慮の事故による<br>5日以上入院） | 概算保険料（こどもは確定保険料） |         |          |
|     |                           |        |                     |                          |                                 |                  | 会社補助額   | 個人負担額    |
| 本人  | 200 万円                    | 200 万円 | 400 万円              | 20 ～ 200 万円              | 3,000 円                         | 980 円            | 270 円   | 710 円    |
|     | 500 万円                    | 500 万円 | 1,000 万円            | 50 ～ 500 万円              | 7,500 円                         | 2,450 円          | 690 円   | 1,760 円  |
|     | 1,000 万円                  |        | 1,500 万円            |                          |                                 | 4,150 円          | 1,190 円 | 2,960 円  |
|     | 1,200 万円                  |        | 1,700 万円            |                          |                                 | 4,830 円          | 1,390 円 | 3,440 円  |
|     | 1,500 万円                  |        | 2,000 万円            |                          |                                 | 5,850 円          |         | 4,460 円  |
|     | 2,000 万円                  |        | 2,500 万円            |                          |                                 | 7,550 円          |         | 6,160 円  |
|     | 2,500 万円                  |        | 3,000 万円            |                          |                                 | 9,250 円          |         | 7,860 円  |
|     | 3,000 万円                  |        | 3,500 万円            |                          |                                 | 10,950 円         |         | 9,560 円  |
|     | 3,500 万円                  |        | 4,000 万円            |                          |                                 | 12,650 円         |         | 11,260 円 |
|     | 4,000 万円                  |        | 4,500 万円            |                          |                                 | 14,350 円         |         | 12,960 円 |
|     | 4,500 万円                  |        | 5,000 万円            |                          |                                 | 16,050 円         |         | 14,660 円 |
|     | 5,000 万円                  |        | 5,500 万円            |                          |                                 | 17,750 円         |         | 16,360 円 |
| 配偶者 | 200 万円                    | 200 万円 | 400 万円              | 20 ～ 200 万円              | 3,000 円                         | 980 円            |         | 980 円    |
|     | 300 万円                    | 300 万円 | 600 万円              | 30 ～ 300 万円              | 4,500 円                         | 1,470 円          |         | 1,470 円  |
|     | 500 万円                    | 500 万円 | 1,000 万円            | 50 ～ 500 万円              | 7,500 円                         | 2,450 円          |         | 2,450 円  |
|     | 1,000 万円                  |        | 1,500 万円            |                          |                                 | 4,150 円          |         | 4,150 円  |
| こども | 200 万円                    | 200 万円 | 400 万円              | 20 ～ 200 万円              | 3,000 円                         | 440 円            |         | 440 円    |
|     | 300 万円                    | 300 万円 | 600 万円              | 30 ～ 300 万円              | 4,500 円                         | 660 円            |         | 660 円    |

（注1） 保険料は毎年の更新時に見直され、変更されることがあります。

（注2） 配偶者・こどもの保険金額は、本人の保険金額以下で選択してください。

（注3） こどもを加入させる場合は、加入資格を満たすこども全員について同一保険金額でお申込みください。

（注4） 退職者の保険金額は、本人500万円・200万円、配偶者200万円のみとなります。

## 保険料について

≪保険料の会社補助について≫

■この保険は本人の保険料に対して補助金が支給されます（上記の「保障金額・保険料表」を参照）。

ただし、一部補助金の支給対象外の会社もあります（支給対象可否は、各所属会社の管理担当へご照会ください）。

■配偶者・こども・退職後継続の方には会社補助はありません。

■毎月の給与から控除します（9月に支給される給与から控除を開始）。

■保険料は年齢・性別に関係なく、本人・配偶者・こどもの保険金額により定まります。

■保険料表に記載の本人・配偶者の保険料は概算保険料（月額）です。確定保険料は申込締切後に算出します。

こどもの保険料は確定保険料（月額）で一人あたりの金額です。

■概算保険料と確定保険料の差額は、更新月から3か月以内に精算します。

■保険料は毎年の更新時に見直されます。

■保険料は、将来、制度の改定等によっても変わることがあります。

## 保険の名称

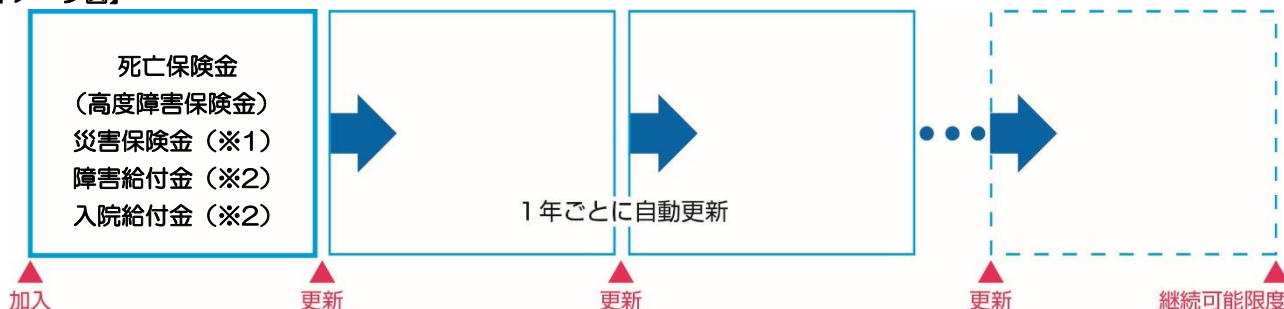
### 団体定期保険

特 約：団体定期保険災害保障特約、団体定期保険こども特約、団体定期保険こども災害保障特約

## 保険のしくみ

- 死亡や所定の高度障害状態、不慮の事故による所定の身体障害状態・入院の保障を準備します。
- 団体が保険契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。被保険者の加入状況や福利厚生制度の変更等により、契約内容が変更されたり制度自体が継続できなくなる場合があります。
- 保険期間は1年ですが、更新により下記の「責任開始日・保険期間」に記載の継続可能限度まで継続して加入できます。
- 保険料を払い込みいただく期間は保険期間と同じです。

### 【イメージ図】



(※1) 不慮の事故または特定感染症を原因とする場合に支払われます。病気（特定感染症を除く）を原因とする場合は支払われません。

(※2) 不慮の事故を原因とする場合に支払われます。病気を原因とする場合は支払われません。

## 新規加入（増額）できる方【加入資格】

（年齢は2024年9月1日（更新日）時点の年齢）

|       |                                                                                            |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 人   | 満14歳6か月超、満70歳6か月以下（1954年3月2日～2010年3月1日生まれの方）の積水化学工業株式会社・グループ会社の役員・従業員（長期パートを含む）かつ給与控除が可能な方 |
| 配 偶 者 | 満18歳以上、満70歳6か月以下（1954年3月2日～2006年9月1日生まれの方）の本人の戸籍上の配偶者                                      |
| こ ども  | 満2歳6か月超、満22歳6か月以下（2002年3月2日～2022年3月1日生まれの方）の本人が扶養しているこども（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します） |

- 健康状態によっては、加入（増額）できない場合があります。
- 支払事由に該当されていても加入資格のない方には保険金・給付金は支払われません。  
加入後に加入対象者でなくなった場合には、表紙のお問い合わせ・書類提出先までご連絡ください。
- 配偶者・こどものみの加入はできません（本人の加入が条件です）。
- こどもを加入させる場合は、加入資格を満たすこども全員について同一保険金額でお申込みください。

## 責任開始日・保険期間

|             |                                                                                                |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 責 任 開 始 日   | 2024年9月1日<br>（注）増額の場合、増額部分の責任開始日です。                                                            |
| 保 険 期 間     | 責任開始日～2025年8月末日<br>原則、毎年自動的に更新されます。                                                            |
| 継 続 可 能 限 度 | 以下の年齢を迎えた保険期間の最終日<br>本人・配偶者 満70歳6か月    こども 満22歳6か月<br>（注）脱退事由（P7の「制度からの脱退等」参照）に該当した場合は継続できません。 |

## 保障内容【支払事由】

保険金・給付金はいずれも保険期間中（責任開始日以後）に支払事由に該当した場合に支払われます。

実際のお支払いは、保険金・給付金のお支払いの請求を受け、引受保険会社において個別に判断されます。

（注1） 保険金・給付金が支払われない場合は、注意喚起情報の「5.保険金・給付金をお支払いできない場合」を確認ください。

（注2） 保険金・給付金の請求の権利は、3年間請求がないときは消滅します。

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 死 亡 保 険 金 | 死亡した場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 高度障害保険金   | 責任開始日以後のケガまたは病気により所定の高度障害状態（P9の【別表1】参照）になった場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 災 害 保 険 金 | 責任開始日以後に発生した不慮の事故によるケガを直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に死亡した場合、または、責任開始日以後に発病した特定感染症（P9の【別表2】参照）により死亡した場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 障 害 給 付 金 | <p>責任開始日以後に発生した不慮の事故によるケガを直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に給付割合表（P10の【別表3】参照）に定める所定の身体障害状態に該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害給付金額は給付割合表に定める障害等級に応じて定まります。</li> <li>・ 同一の不慮の事故または同一の保険期間におけるお支払いは、通算して10割を限度とします。</li> <li>・ 身体の同一部位に生じた給付割合表の2種目以上に該当する障害については、最も上位の給付割合での支払いとなり、重複して支払われません（すでに支払われた障害給付金がある場合には差額が支払われます）。</li> <li>・すでに給付割合表に該当する身体障害のあった身体の同一部位に生じた身体障害については、すでにあった身体障害（前障害）を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の給付割合から、その前障害の状態の給付割合（2種目以上に該当する場合には、最も上位に対応する給付割合）を差し引いた割合がその身体障害についての給付割合となります。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                      |
| 入 院 給 付 金 | <p>責任開始日以後に発生した不慮の事故によるケガを直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に入院を開始し、かつ5日以上入院した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入院給付金は入院初日から支払われます（同一の不慮の事故について通算して120日分が限度）。</li> <li>・ 同一の不慮の事故で2回以上入院した場合は、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院の日数を合算します。</li> <li>・ 入院の原因となる不慮の事故が2以上であっても、入院給付金は重複して支払われません（1日あたりの入院給付金は変わりません）。</li> <li>・ 入院とは、医師（引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、次に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</li> <li>・ 病院または診療所とは、次のいずれかです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます）。</li> <li>②上記の場合と同等と引受保険会社が認めた日本国外にある医療施設。</li> </ul> </li> </ul> |

### 【ご注意】

- ・ 「死亡保険金」と「高度障害保険金」は、いずれかが支払われた場合、重複して支払われません。
- ・ 「災害保険金」は、同一の不慮の事故による「障害給付金」がすでに支払われた場合、その金額を差し引いた額となります。
- ・ 「障害給付金」は、同一の不慮の事故による「災害保険金」がすでに支払われた場合、支払われません。
- ・ 「災害保険金」は、**不慮の事故または特定感染症を原因とする場合に支払われます。病気（特定感染症を除く）を原因とする場合は支払われません。**
- ・ 「障害給付金」および「入院給付金」は、**不慮の事故を原因とする場合に支払われます。病気を原因とする場合は支払われません。**

## 《参考》 保険金・給付金のお支払い例 本人が死亡保険金1,000万円に加入していた場合

### ■死亡（所定の高度障害状態該当）の場合

死亡（高度障害）保険金1,000万円が支払われます。

### ■不慮の事故による死亡の場合

死亡保険金1,000万円 + 災害保険金500万円が支払われます。

### ■不慮の事故による所定の高度障害状態（障害等級1級）に該当の場合

高度障害保険金1,000万円 + 障害給付金500万円が支払われます。

### ■不慮の事故による障害等級6級に該当の場合

障害給付金50万円が支払われます。

### ■不慮の事故による10日間の入院の場合

入院給付金75,000円（日額7,500円×10日間）が支払われます。

記載の例は一例であり、保険金・給付金が支払われない場合もありますのでご注意ください。



## 受取人

| 被保険者 | 受取人                   |                     |
|------|-----------------------|---------------------|
|      | 死亡保険金・災害保険金           | 高度障害保険金・障害給付金・入院給付金 |
| 本人   | 被保険者が指定した方（被保険者ご自身以外） | 被保険者ご自身             |
| 配偶者  |                       |                     |
| 子ども  | 本人（主たる被保険者）           |                     |

（注1）原則、第三者（親族以外の方）を死亡保険金受取人とすることはできません。

（注2）遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。

■本人・配偶者の死亡保険金受取人の変更は、死亡保険金の支払事由発生前であればお申出により変更することができます。

■死亡保険金の支払事由発生前に死亡保険金受取人が死亡し、変更されていないときは、被保険者死亡時に生存している約款に定める順位（下表参照）の高い方になります。

【約款に定める順位】

|      |              |      |                                 |      |           |
|------|--------------|------|---------------------------------|------|-----------|
| 第一順位 | 被保険者の戸籍上の配偶者 | 第二順位 | 被保険者の戸籍上の子（子が死亡している場合には、その直系卑属） |      |           |
| 第三順位 | 被保険者の父母      | 第四順位 | 被保険者の祖父母                        | 第五順位 | 被保険者の兄弟姉妹 |

同順位の方が2人以上の場合は、その人数によって死亡保険金を等分します。

## 制度からの脱退等

■お申出により制度から脱退することができます。

（注）制度から脱退されると、その時点からこの保険による保障等の一切の権利がなくなります。ただし、保険料が払い込まれた期間の最終日までには保障します。

■次の脱退事由に該当した場合には制度から脱退いただくことになります。

■本人

死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合など

■配偶者・子ども

死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合、本人が脱退した場合、本人と離婚した場合（配偶者）、本人との扶養関係がなくなった場合（子ども）（※）など

（※）更新日時点で被保険者としての資格があることも、その更新日を含む保険期間中は継続できます。

加入資格の喪失等により脱退される場合、2年以上継続して加入していた方は、所定の条件のもと新たな告知や診査を省略して第一生命の個人保険に加入できます。（脱退時の年齢によっては、加入できない場合があります）。ただし、加入できる保険は第一生命所定の保険となり、保険料は団体定期保険の保険料とは異なります。加入をご希望の方は退職日の属する月の5日までに、P16に記載のセキスイ保険サービス（株）へお申出ください。

## 退職後の取扱

■退職時の年齢が満55歳以上で、退職日時点でグループ保険に加入している方が退職後も継続いただけます。

■満65歳6か月を迎えた保険期間の最終日（8月末日）まで継続できます。

■配偶者のみの継続はできません（本人の継続が条件です）。子どもは脱退していただきます。

■保険金額は、本人500万円・200万円、配偶者200万円のみとなります（退職後の新規加入（増額）はできません）。

■退職後継続の方には、会社補助はありません。

## 配当金

- 毎年保険契約ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合に、各引受保険会社の保険金支払実績等にもとづき支払われます。
- 将来お支払いする配当金は変動し、0（ゼロ）となる可能性もあります。
- 保険期間の途中で脱退した場合、その脱退事由にかかわらず配当金は支払われません。

## 引受保険会社 （2023年11月1日時点）

以下の引受保険会社は、各被保険者の加入保険金額のうちそれぞれの引受割合の責任を負います。  
引受保険会社および引受割合は変更されることがあります。

### 【引受保険会社（引受割合）】

第一生命保険株式会社（80.0%）〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1 TEL：03-3216-1211（大代表）  
明治安田生命保険相互会社（7.8%）、日本生命保険相互会社（6.6%）、住友生命保険相互会社（4.1%）、  
大樹生命保険株式会社（1.5%）

## 主な税法上の取扱（この保険について想定される一般的なお取り扱いです）

### ■保険料

保険料（会社補助額含む）は一般生命保険料控除の対象となります。（対象となるのは実質負担額です。配当金があればそれを差し引きます。）ただし、災害保障特約部分の保険料については生命保険料控除の対象とはなりません。（所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2）

なお、保険料の会社補助額については給与として扱われ、所得税の課税対象となります。

### ■死亡保険金・災害保険金

◇本人の死亡によって相続人が受け取る保険金は相続税の対象となり、所定の非課税枠があります。非課税枠は、他に死亡保険金があった場合にはそれらを合算して適用されます。（相続税法第3条・第12条）

◇配偶者・子どもの死亡によって本人（主たる被保険者）が受け取る保険金は一時所得として所得税の対象となります。（所得税法第34条、所得税基本通達34-1）

### ■高度障害保険金・給付金

非課税となります。（所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-21）

（注）税務のお取り扱いについては、2022年12月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。  
変更された場合には変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。  
詳細については、税理士や所轄の税務署等に確認ください。

## 個人情報の取扱

保険契約者は、この保険の運営において入手する加入対象者（被保険者）および死亡保険金受取人の個人情報（氏名、性別、生年月日、現在および過去の傷病歴等）〔以下、個人情報〕を、この保険の事務手続きのために使用します。また、この保険契約の適切な運営を目的として個人情報を利用し、保険契約を締結する生命保険会社へ提出します。

生命保険会社は、受領したすべての個人情報を次の目的のために利用（※1）します。

- ①各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- ②生命保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス（※2）の案内・提供および契約の維持管理
- ③生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス（※2）の充実
- ④その他、保険に関連・付随する業務

また、取得している個人情報を保険契約者および他の引受保険会社全社に上記の目的の範囲内で提供することがあります。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも上記に準じて取り扱われます。

引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更前後のすべての引受保険会社に提供されることがあります。

（※1）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用が制限されています。

（※2）各種商品・サービスの詳細は引受保険会社のホームページをご覧ください。

## ■ 別表1 高度障害状態（公的な身体障害者認定基準等とは要件が異なります。）

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

### 《備考》

#### I. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

#### II. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

#### III. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

#### IV. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。

## ■ 別表2 特定感染症

「特定感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

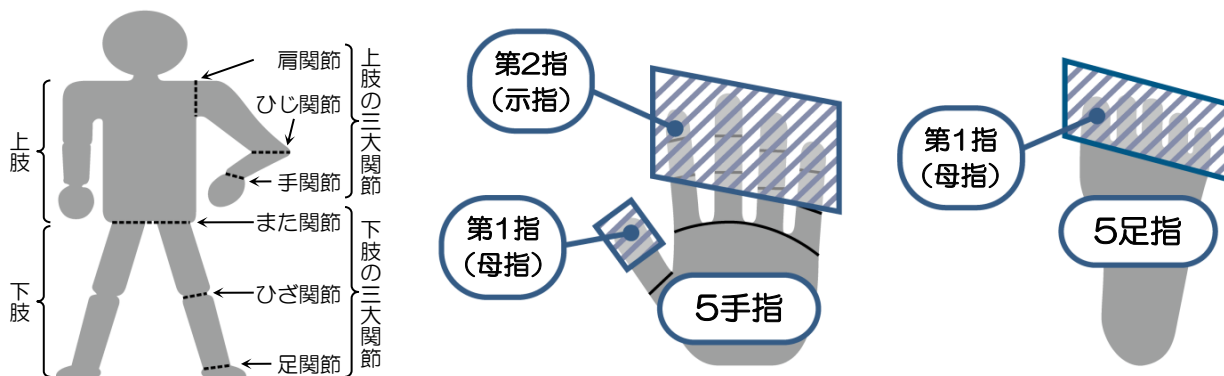
| 分類項目        | 基本分類コード | 分類項目                  | 基本分類コード |
|-------------|---------|-----------------------|---------|
| コレラ         | A00     | ラッサ熱                  | A96.2   |
| 腸チフス        | A01.0   | クリミア・コンゴ出血熱           | A98.0   |
| パラチフスA      | A01.1   | マールブルグウイルス病           | A98.3   |
| 細菌性赤痢       | A03     | エボラウイルス病              | A98.4   |
| 腸管出血性大腸菌感染症 | A04.3   | 痘瘡                    | B03     |
| ペスト         | A20     | 重症急性呼吸器症候群〔SARS〕      | U04     |
| ジフテリア       | A36     | （病原体がコロナウイルス属SARSコロナウ |         |
| 急性灰白髄炎〈ポリオ〉 | A80     | イルスであるものに限り。）         |         |

（注）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）である感染症をいいます。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「特定感染症」に含みます。  
なお、次のいずれにも該当しない期間中に支払事由が生じた場合は、「特定感染症」に含みません。

- (1) 一類感染症、二類感染症または三類感染症
- (2) 新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症
- (3) 指定感染症

## ■ 身体区分図

手指または足指を失ったとは、斜線部分のすべてを失った場合をいいます。



■ 別表3 給付割合表（公的な身体障害者認定基準等とは要件が異なります。給付割合は災害保険金額に対する割合です。）

| 障害等級 | 身体障害                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 割合   |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1級   | 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの<br>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの<br>3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの<br>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの<br>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの<br>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの<br>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの                                                                                                                                         | 10割  |
| 2級   | 8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの<br>9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの<br>10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの<br>11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの                                                                                                                                                                                                                                         | 7割   |
| 3級   | 12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの<br>13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの<br>14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの<br>15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの<br>16. 10足指を失ったもの<br>17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの                                                                                                                                                                | 5割   |
| 4級   | 18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの<br>19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの<br>20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの<br>21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの<br>22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの<br>23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの<br>24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの<br>25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの<br>26. 10足指の用を全く永久に失ったもの<br>27. 1足の5足指を失ったもの | 3割   |
| 5級   | 28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの<br>29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの<br>30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの<br>31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの<br>32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの<br>33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの<br>34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの<br>35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの<br>36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの                                                   | 1.5割 |
| 6級   | 37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの<br>38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの<br>39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの<br>40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの<br>41. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの<br>42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの<br>43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの                                                            | 1割   |



加入のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しています。

必ず内容を確認・了承のうえ、お申込みください。

(注) 増額の場合の増額部分は、「加入」を「増額」と読み替えます。(以降同じ)

## 1

### 告知に関する重要事項

健康状態などについてありのままを告知してください。(告知義務)

#### 告知

- 現在および過去の健康状態などについて事実をありのままお知らせいただくことを告知といいます。加入の申込みにあたっては、指定された画面・書面(告知事項)で引受保険会社がおたずねすることからについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

#### 告知の方法

- 指定された画面・書面(告知事項)に回答・提出ください。生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者には、この保険契約に関する告知受領権はなく、口頭でお話されても告知していただいたことにはなりません。なお、生命保険会社の職員・代理店が、お客さまの告知に際し、事実を告知することを妨げたり、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。

#### 正しく告知いただけない場合の取り扱い

- 事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたことが判明した場合は「告知義務違反」として保険契約の全部または一部が解除され、保険金等が支払われないことがあります。また、解除となった場合にはすでに払い込まれた保険料は返金されません。

#### 傷病歴などがある場合のお引き受け

- 傷病歴等がある方を全てお断りするものではありませんので、事実をありのまま正確にもれなく告知ください。

#### 告知に関するお問い合わせ

- P15の「第一生命お問い合わせ先」の「告知・その他のお問い合わせ先」を参照ください。

この制度においては、第一生命がお引受けの判断をさせていただいております。過去の保険申込履歴等によっては、お申込みどおりのお取り扱いができないことがありますので、加入の際はあらかじめ了承ください。

## 2

### 責任開始について

- 申込内容(告知内容)にもとづき、引受保険会社が加入を承諾した場合、所定の責任開始日から保険契約上の責任を負います。生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者には、この保険契約への加入を決定(承諾)する権限(代理権)はありません。

## 3

### クーリング・オフ(お申込みの撤回)の適用に関する事項

- この保険は団体を保険契約者とする保険契約であり、クーリング・オフ(お申込みの撤回)の適用はありません。

■この保険には、被保険者の脱退による返戻金および保険期間満了による保険金はありません。

## 保険金・給付金をお支払いできない場合

(注) 増額部分が該当した場合は、その増額部分について保険金・給付金が支払われません。

■「告知義務違反」により保険契約の全部または一部が解除された場合

■約款に定める免責事由に該当した場合

### 死亡保険金・高度障害保険金

◇加入日から起算して1年以内に自殺したとき（※1）

◇保険契約者の故意により死亡または所定の高度障害状態に該当したとき（主契約のみ）

◇死亡保険金受取人の故意により死亡したとき

◇その被保険者または高度障害保険金受取人の故意により所定の高度障害状態に該当したとき

◇戦争その他の変乱により死亡または所定の高度障害状態に該当したとき（※2）

（※1）精神障害などにより、正常な判断能力がない状態による自殺と引受保険会社が認めた場合にはお支払いの対象となります。

（※2）戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態となった被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じて保険金を全額または削減して支払います。

### 災害保険金・障害給付金・入院給付金

◇保険契約者・被保険者・受取人の故意または重大な過失によるとき

◇被保険者の犯罪行為によるとき

◇被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき

◇被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき

◇被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき

◇被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

◇地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき（※3）

（※3）地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じて保険金・給付金を全額または削減して支払います。

■保険契約者から引受保険会社に保険料の払い込みがなく、保険契約が失効した後に保険金・給付金の支払事由に該当した場合

■保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し保険契約の全部または一部が解除された場合

■支払事由に該当した時点で、被保険者としての資格がない場合

■加入の際に保険契約者または被保険者に詐欺の行為があり保険契約の全部または一部が取消になった場合、または保険金・給付金の不法取得目的、他人に保険金・給付金を不法取得させる目的があつて保険契約の全部または一部が無効になった場合

## ■その他、お支払いできない場合

### 高度障害保険金

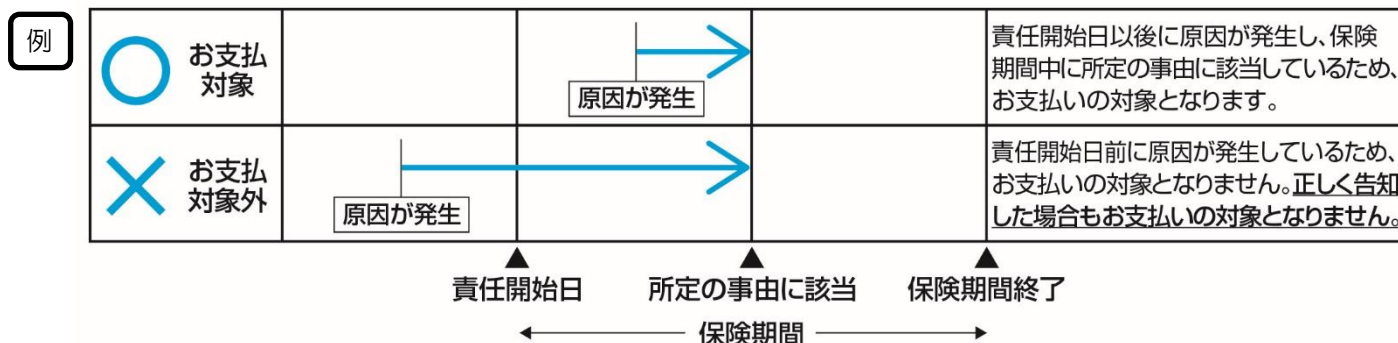
◇責任開始日より前に発病していた病気（※4）、または発生したケガ・障害を原因として所定の高度障害状態に該当したとき（下記の **例** 参照）

（※4）「責任開始日より前に発病していた病気」とは、その病気およびその病気と医学上重要な関係にある病気について、責任開始日より前につぎのいずれかに該当するものをいいます。

- ・医師の診療を受けたことがある。
- ・健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含む）を受けたことがある。
- ・被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した、または本人（主たる被保険者）が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した。

### 災害保険金・障害給付金・入院給付金

◇責任開始日より前に発生した不慮の事故によるケガを原因とするとき（下記の **例** 参照）



## 6 保険会社が経営破綻した場合

- 引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入の保険金額、給付金額、年金額等が削減されることがあります。
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入の保険金額等が削減されることがあります。詳細は、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構  
**TEL 03-3286-2820**

※受付時間 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00  
 （土・日・祝日・年末年始を除く）  
 ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

## 7 ご相談窓口等

- お手続きや当制度に関するご要望・苦情については表紙のお問い合わせ・書類提出先へご連絡ください。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」について  
 この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。  
 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関する相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（一般社団法人生命保険協会ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>）  
 なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

| 加入対象会社一覧 ※五十音順       |                     |                  |
|----------------------|---------------------|------------------|
| 積水化学工業株式会社           | 積水ソフランウイズ株式会社       | 【ち】              |
| 【い】                  | 積水多賀化工株式会社          | 千葉積水工業株式会社       |
| 茨城セキスイハイム株式会社        | 積水テクノ成型株式会社         | 中四国セキスイハイム工業株式会社 |
| 茨城セキスイファミエス株式会社      | セキスイデザインワークス株式会社    | 中部セキスイ商事株式会社     |
| 【う】                  | 積水ナノコートテクノロジー株式会社   | 【と】              |
| 株式会社ヴァンテック           | セキスイハイム工業株式会社       | 東京セキスイハイム株式会社    |
| 【え】                  | セキスイハイム九州株式会社       | 東京セキスイハイム施工株式会社  |
| 株式会社NTTデータセキスイシステムズ  | セキスイハイム近畿株式会社       | 東京セキスイファミエス株式会社  |
| 【き】                  | セキスイハイムクリエイト株式会社    | 東積加工株式会社         |
| 九州積水工業株式会社           | セキスイハイムサブライ株式会社     | 東都積水株式会社         |
| 九州セキスイ商事インフラテック株式会社  | セキスイハイム山陽株式会社       | 東北セキスイハイム工業株式会社  |
| 九州セキスイハイム工業株式会社      | セキスイハイム信越株式会社       | 徳山積水工業株式会社       |
| 近畿セキスイハイム施工株式会社      | セキスイハイム中四国株式会社      | 栃木セキスイハイム株式会社    |
| 【く】                  | セキスイハイム中部株式会社       | 【な】              |
| 群馬セキスイハイム株式会社        | セキスイハイム東海株式会社       | 奈良積水株式会社         |
| 【し】                  | セキスイハイム東北株式会社       | 【に】              |
| 四国積水工業株式会社           | セキスイハイム東四国株式会社      | 西日本積水工業株式会社      |
| 静岡セキスイハイム建設株式会社      | セキスイハイム不動産株式会社      | 西日本セキスイ商事株式会社    |
| 静岡セキスイハイム不動産株式会社     | 株式会社セキスイビジネスアソシエイツ  | 株式会社日本インシーク      |
| 株式会社住環境研究所           | セキスイファミエス九州株式会社     | 【ひ】              |
| 【す】                  | セキスイファミエス近畿株式会社     | 東日本積水工業株式会社      |
| 住化積水フィルム株式会社         | セキスイファミエス信越株式会社     | 東日本セキスイ商事株式会社    |
| 【せ】                  | セキスイファミエス中四国株式会社    | 【ふ】              |
| 積栄ライフサービス株式会社        | セキスイファミエス中部株式会社     | 株式会社プラスチック工学研究所  |
| 株式会社セキスイアカウンティングセンター | セキスイファミエス東海株式会社     | 【ほ】              |
| 積水アクアシステム株式会社        | セキスイファミエス東北株式会社     | 北海道セキスイハイム株式会社   |
| 株式会社積水インテグレートドリサーチ   | 積水フーラー株式会社          | 北海道セキスイハイム工業株式会社 |
| セキスイインテリア東海株式会社      | セキスイ保険サービス株式会社      | 北海道セキスイファミエス株式会社 |
| 積水LBテック株式会社          | 積水ホームテクノ株式会社        | 【や】              |
| 積水化学北海道株式会社          | セキスイボード株式会社         | やくらいガーデン株式会社     |
| 積水成型出雲株式会社           | 積水ポリマテック株式会社        | 山梨積水株式会社         |
| 積水成型茨城株式会社           | 積水マテリアルソリューションズ株式会社 | 【り】              |
| 積水成型工業株式会社           | 積水水口化工株式会社          | リビエラ株式会社         |
| 積水成型千葉株式会社           | 積水武蔵化工株式会社          | 株式会社リブライフ        |
| 積水成型兵庫株式会社           | 積水メディカル株式会社         |                  |

## 第一生命お問い合わせ先

### 保険金等請求に関するお問い合わせ先

団体保険の保険金等のご請求は、保険契約者を通じてのお手続きとなります。ご加入内容から、支払事由に「該当するのでは？」と思われる場合には、保険契約者の事務担当者経由にてご請求手続きをおとりください。また、ご不明な点がございましたら、保険契約者の事務担当者にご確認いただくか、以下へお問い合わせください。

第一生命保険株式会社 団体保障事業部  
(団体保険総合受付フリーダイヤル)



**0120-709-471**

※受付時間 月～金曜日 9:00～17:00  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

第一生命では、団体保険におけるご請求手続きに関する留意事項やお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例などをご案内した「団体保険における保険金・給付金のお支払いについて」をホームページに掲載しております。保険契約者向けに作成しておりますが、保険金等をもれなくご請求いただくために、被保険者さまおよびそのご家族の方もぜひご覧ください。

(第一生命ホームページ <https://www.dai-ichi-life.co.jp/>)

他の保険契約へのご加入がある場合、そのご契約の保障内容を確認いただき、支払事由に該当する場合には別途手続きをおとりください。

### 告知・その他のお問い合わせ先

#### ■告知について

#### ■当パンフレット(契約概要・注意喚起情報)に関するご要望・苦情について

以下へお問い合わせください。お問い合わせの際は、表紙の団体名と表紙右下の団体番号(7桁)をお伝えください。

第一生命保険株式会社 団体保障事業部  
(団体保険総合受付フリーダイヤル)



**0120-005-328**

※受付時間 月～金曜日 9:00～17:00  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

## 積水化学工業株式会社 人事部

セキスイ保険サービス株式会社

<https://www.sekisui.co.jp/hoken/>

|       |                                        |
|-------|----------------------------------------|
| 大阪本社  | TEL 06-6365-4091（フリーダイヤル：0120-663-392） |
| 東京事務所 | TEL 03-5296-9103（フリーダイヤル：0120-774-483） |
| 群馬事務所 | TEL 027-212-5464                       |